

田無公民館休館中の代替施設について

1. 経緯

田無公民館が令和3年4月から耐震改修工事により休館することに伴い、市民活動の場の確保という地域課題に対応するため、休館中の代替施設として、田無高齢者在宅サービスセンター跡地（田無総合福祉センター内）を市民団体の活動室として活用する。

2. 活用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（予定）

3. 運用方法等

①準備作業（備品調達）

- ・使用備品については、田無公民館において利用していた机や椅子等を使用する。

②予約管理

- ・利用対象者は、公民館での登録団体とし、公共施設予約管理システムにより予約を行う。
- ・田無総合福祉センターの一部ではあるが、予約管理システム上は田無公民館の「(仮)活動室」として運用する。

③部屋の主な使用制限

- ・会議及び講演会の場合のみ、マイクやプロジェクター等の使用を可とする。
- ・その他の音出しについては、備品として備え付けるCDラジカセの利用のみ可とする。

4. 今後のスケジュール

令和3年1月22・23日	利用者説明会（日中・夜間の計3回）
2月1日	予約開始
3月下旬	備品搬入
4月1日	利用開始